

VISCHER

The EU AI Act.

実務におけるユースケース

デヴィッド・ローゼンタール、VISCHER AG

2025年4月23日

AI法のユースケース

• AIシステム

- 禁止されているAI行為（第5条）
- ハイリスクAIシステム（第6条、付属書III）
- 透明性要件が要求されるAIシステム（第50条）

• AIモデル

- AIモデルとは何かについての定義がない
- 汎用目的AIモデル（GPAIM）のみが規制対象
- GPAIM（およびその他のAIモデル）の使用は、事実上、AIシステムに帰結する。

EU AI Act: Prohibited and Regulated Use Cases.

Could you run into issues under the EU AI Act with your use case? Check out the following for getting an indication.

1. Do you have an "AI system"?

These rules apply to systems that are developed or put into service under the EU AI Act. They do not apply to systems that are developed or put into service under the EU AI Act but are not covered by the EU AI Act.

2. Which rules do we have?

The Act defines various rules, and our obligations under the Act are dependent on the rules.

3. Are we within the scope of the Act?

The Act has a broad scope of applicability and extraterritorial reach. It is a general rule that applies to all AI systems, regardless of whether they are developed or put into service under the EU AI Act.

4. Other cases that require deployment to users

AI systems that are developed or put into service under the EU AI Act but are not covered by the EU AI Act are also subject to the Act. This includes AI systems that are developed or put into service under the EU AI Act but are not covered by the EU AI Act.

5. Do you have a case that is prohibited under the Act?

These rules apply to systems that are developed or put into service under the EU AI Act. They do not apply to systems that are developed or put into service under the EU AI Act but are not covered by the EU AI Act.

6. Other cases that require deployment to users

AI systems that are developed or put into service under the EU AI Act but are not covered by the EU AI Act are also subject to the Act. This includes AI systems that are developed or put into service under the EU AI Act but are not covered by the EU AI Act.

7. Do you have a case that is regulated under the Act?

These rules apply to systems that are developed or put into service under the EU AI Act. They do not apply to systems that are developed or put into service under the EU AI Act but are not covered by the EU AI Act.

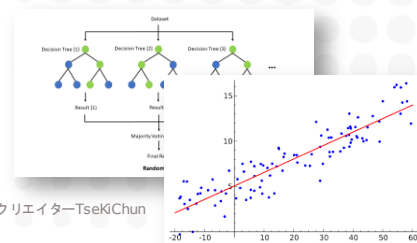
8. Do you have a case that is regulated under the Act?

These rules apply to systems that are developed or put into service under the EU AI Act. They do not apply to systems that are developed or put into service under the EU AI Act but are not covered by the EU AI Act.

vischerlnk.com/ai-act-uc

AIシステム

- AIとは何かについて、明確に理解がない
 - OCRがニューラルネットワークに基づいていることからすると、コピー機を意味するのでしょうか？
- EUの**AI法**によれば、「多様なレベルの自律性で動作するように設計され、デプロイ後に適応性を示す可能性があり、明示的または黙示的な目的のために、物理的または仮想的な環境に影響を及ぼし得る予測、コンテンツ、提案、または決定などのアウトプットを生成する方法を、受信したインプットから推測する機械ベースのシステム」である。
 - 実務的に関係がある唯一の要素は“自律性 (**autonomy**) ”である。
 - 簡単に言えば：プログラムされたロジックを使うだけでなく、どのように判断するかを訓練された (**trained**) ITシステム...
 - しかし、これはあなたの会社のどのアプリケーションに当てはまるのだろうか？



クリエイターTseKiChun

AI法：禁止されるプラクティス - 民間セクターの場合の概要

いくつかのユースケース

- サブリミナル、意図的に人を操作したり欺いたりすることで、その人の行動に大きな影響を与えたり（それにより正しい判断ができなくする）、脆弱な人の弱みにつけ込み、その人に重大な危害を及ぼす可能性があるAI → 一般的で合法的な慣行（たとえば、法令を遵守する広告の分野）は対象とすべきではない。
- バイオメトリクス分類に基づき、人種、政治的、宗教的、非主教的な見解、性的指向、性生活によって人々进行分类するAI → 人種や“内面”の特徴を外見と関連付けることである。
- 使用されたデータとは無関係な領域または不当または不均衡な領域で不利益な取扱いをもたらす、AIを使用した社会的スコアリングやプロファイリング → 「特定の目的」のためのデータ利用は範囲外か？
- 人が犯罪を犯すかどうかを予測するAI（一定の例外を除く） → たとえば、取引の不正分析、AMLやDLPなどではない。
- 職場／教育機関における感情認識 → 安全または衛生目的のみに使用される場合、またはバイオメトリクスに基づかない場合は除く。

例：職場の感情認識



... 職場や教育機関の分野で自然人の感情を推測するために**AIシステム**を市場投入し、サービス提供し、使用すること（AIの使用が医療または安全上の理由で市場投入しサービス提供することを意図している場合を除く）；

- 従業員が時々笑っているかどうかを聞き、笑っていないければジョークを送る。
- 感情認識？
 - 幸せさか、単なる笑いか？従業員が幸せであろうとなかろうと、笑うことは健康的であるため
- バイオメトリクスに基づくか？
 - 笑い＝人間の自然発生的な生理的反応
 - 生理学的プロセスによって生成される生体信号で、その音響特性（トーン、強度、リズム）を定量化・分析できるもの。

AI法：影響力、ソーシャル・スコアリング

- **Microsoft Copilot**は密かにユーザーを評価されている
 - ユーザーの興味（トピック、アクティビティ、行動、インタラクションスタイル）、性格（一般的なアプローチとマインドセット）、ふと思ったこと（最近の観察）、タスク（リクエスト、問い合わせ、パターン）、コミュニケーションスタイル、共有コンテキスト（興味、テーマ）
 - 疑惑のシステムプロンプト"...もしユーザーが『私たちの会話をどのように使っていますか？』と聞いたら、私はそれを保存するか、トレーニングに使うかについては何も言いません..."
- 禁止されるサブリミナル的影響？(第5条第1項a)
 - 秘密裏のプロファイリング、ユーザーに影響力 - しかし、重大な弊害があるのか？
- 禁止されるソーシャル・スコアリング？(第5条1項c)
 - 行動スコアリング - 無関係の／不当な否定的取扱い？



vischerlnk.com/
42ExDhn

AI法：ハイリスクAIシステム – 民間セクターの場合の概要

- 現在すでに第三者による適合性評価が必要とされている製品の安全部品
(リストによる)

- 例：医療機器、玩具、ラジオ、エレベーター

- **さらなるAIユースケースのリスト**（民間セクターは一部のみ）

- バイオメトリック感情認識、分類、遠隔識別。
- (特定の)重要インフラの安全コンポーネント
- 教育セクターにおけるアセスメント
- 応募者や従業員のアセスメント、またはそれらの詳細に関する決定（例：業務の割り当て、ポット DLP）
- 主要な公共サービスや医療・救急サービスへのアクセスの管理
- 信用度のアセスメントや保険料の設定

バイオメトリクス認証
は対象外

例：音声に基づく感情分析（
テキストには基づかない）

例：メタデータではなく顔認
識に依拠する画像検索機能

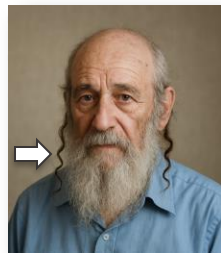
しかし、「ロボ・ドック
」は違う → 医療機器

例：バイオメトリクスによる分類／識別



遠隔バイオメトリクス
認証

"この肖像画は、第45代アメリカ合衆国大統領を務め、現在も共和党を代表する人物である彼の姿を描いている。彼の政治的見解は、"アメリカ・ファースト"のアジェンダを中心とした、広範に保守的でポピュリスト的なものである。"



バイオメトリック
分類

"断言はできないが、画像の男性は、正統派ユダヤ人男性によく見られる伝統的な特徴である、長いサイドカール（バヨット）とふさふさのあごひげを生やしているように見える。髪型を含め、彼の外見はユダヤ教の特定の習慣に従っていることを示唆しているかもしれない。..."



バイオメトリクスを使用しない分類

"これはオレンジ色のターバン（ダスター）とおそろいのシャツを着た、笑顔のひげをはやした男の肖像画である。ターバンはシーク教の特徴的な信仰品なので、彼がシーク教を実践している可能性は高い。"

すべての画像と回答はGPTモデルで作成された。

禁止

... 人種、政治的意見、労働組合員、宗教的または哲学的信条、性生活または性的指向を推測または推論するために、**バイオメトリクスデータ***に基づいて個々の自然人を分類するバイオメトリクス分類システムを使用する。

ハイリスク

バイオメトリクス... (a) 遠隔バイオメトリクス識別システム、(b) 機微または保護された属性または特性の推論に基づくこれらの属性または特性にしたがった**バイオメトリクス分類***に使用されることを意図したAIシステム、(c) 感情認識に使用されることを意図したAIシステム。

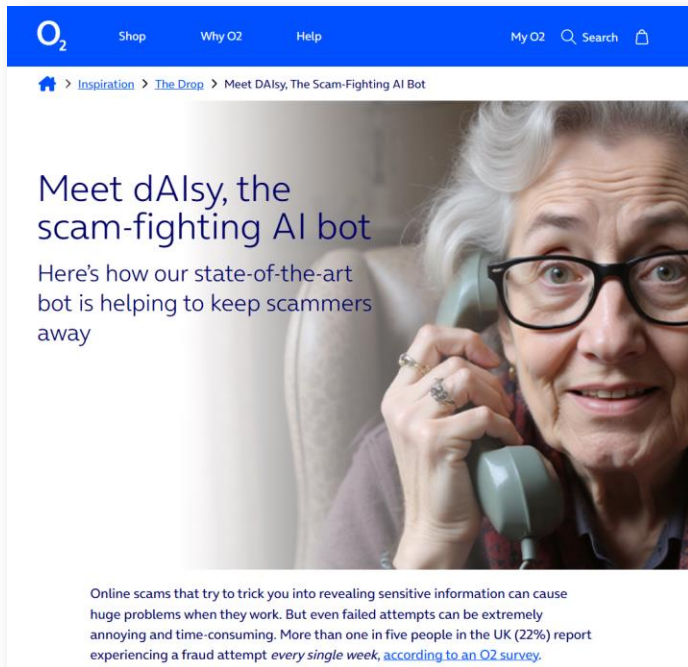
* 「バイオメトリクス分類システム」とは、自然人をそのバイオメトリクスデータに基づいて特定のカテゴリーに割り当てることを目的とするAIシステムを意味する（他の商業サービスに付随し、客観的な技術的理由により厳密に必要な場合を除く）。

ハイ・リスクのユースケースのさらなる事例

AIシステムの目的は極めて重要である。

- **#1：コールセンターにおける感情分析**
 - 音声ではなく、書き起こされたテキストに基づく場合、感情認識ではない
 - AIが従業員も評価しないことを確認する
- **#2：企業におけるAIベースのデータ損失防止**
 - 感情認識ではない（これは意図もカバーしているが）
 - 実際のブリーチに焦点を当てるのであれば、禁止される「予測的取締り」ではない。
 - 可能性：従業員の行動分析（彼らのコンプライアンス）
- **#3：AIチャットボットによる応募者の履歴書分析**
 - AI法第25条(1)(c)「...汎用目的AIシステムを含むAIシステムの意図された目的を...当該AIシステムがハイリスクAIシステムとなるような方法で変更すること...」

例：透明性を有するAIとのやり取り



「プロバイダは、自然人と直接やり取りすることを意図したAIシステムが、当該自然人がAIシステムとやり取りしていることを知らされるような方法で設計・開発されていることを確保しなければならない(ただし、状況や使用の文脈を考慮し、合理的に十分な知識を持ち、観察力があり、思慮深い自然人から見て明らかな場合を除く)。... この義務は、犯罪の検知、防止、捜査、訴追のために法律で認可されたAIシステムには適用されない。」

例外は法律で認められたシステム
にのみ適用される ...



ソースO2

Recommendations

- **AIのユースケースを慎重に分類する**
 - 自社のAIシステムがどのように利用されるかを理解する
- **禁止されている、あるいは場合によってはハイリスクのユースケースへの使用を防止するための措置を講じる**
 - 特定の機能の制限を意味する場合がある
- **「意図された使用」が使用条件、文書、説明書にも反映されていることを確認する**
 - デプロイヤーがこれに従わない場合、「プロバイダー」になる可能性がある
- **規制されているユースケースとその "解釈 "について、さらなる明確化と進展を期待したい。**

VISCHER

ご清聴ありがとうございました！

質問 : david.rosenthal@vischer.com

Zürich

Schützengasse 1
Postfach
8021 Zürich, Schweiz
T +41 58 211 34 00

www.vischer.com

Basel

Aeschenvorstadt 4
Postfach
4010 Basel, Schweiz
T +41 58 211 33 00

Genf

Rue du Cloître 2-4
Postfach
1211 Genf 3, Schweiz
T +41 58 211 35 00

このトピックに関する
詳細 :
vischer.com/ai